

令和 7 年 8 月 28 日

市政記者クラブ 御中

名古屋市共同募金委員会

事務局 名古屋市社会福祉協議会

担当：中井、新井 電話：911－3192

所管：健康福祉局高齢福祉部地域共生推進課

担当：足立、津貫 電話：972－2548

「令和 7 年台風第 8 号に伴う災害義援金（沖縄県共募）」の募集の協力について

令和 7 年 7 月 27 日から 28 日にかけて沖縄大東島地方に襲来した台風第 8 号によって家屋等への浸水など多大な被害が発生し、南大東村及び北大東村に災害救助法が適用されました。

これを受けて沖縄県共同募金会では、台風第 8 号で被災された方々を支援することを目的に下記のとおり災害義援金の募集を行うことになりましたので、お知らせいたします。

なお、義援金につきましては、お住まいの区の共同募金委員会（社会福祉協議会）でも受け付けております。

1 義援金募集期間

令和7年8月4日（月）から令和7年12月26日（金）まで

（被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。）

2 義援金の募集方法

(1) 義援金受入口座（専用口座）への振込

金融機関	支店名	店番	種類	口座番号	口座名義
沖縄銀行	石嶺支店	143	普通	1412281	（福）沖縄県共同募金会 会長 湧川昌秀 （フク）オキナワケンキョウドウボキンカイ

※金融機関の本・支店窓口での振込手数料は免除申請中

※上記以外の金融機関から送金する場合、振込手数料が必要です。

※ATM、インターネットバンキングを利用しての振込は手数料が必要です。

3 義援金の配分

義援金は、沖縄県、沖縄県共同募金会、日本赤十字社沖縄県支部等で構成される「令和 7 年台風第8号に伴う災害義援金配分委員会」で協議し、配分基準に基づき南大東村及び北大東村を通じて被災者に配分されます。

4 その他

災害義援金のみの受け入れとし、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

各区共同募金委員会一覧

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
千種区共同募金委員会 (千種区社会福祉協議会)	千種区西崎町 2 丁目 4 の 1	7 6 3 - 1 5 3 1	7 6 3 - 1 5 4 7
東区共同募金委員会 (東区社会福祉協議会)	東区泉二丁目 28 番 5 号	9 3 2 - 8 2 0 4	9 3 2 - 9 3 1 1
北区共同募金委員会 (北区社会福祉協議会)	北区清水四丁目 17-1	9 1 5 - 7 4 3 5	9 1 5 - 2 6 4 0
西区共同募金委員会 (西区社会福祉協議会)	西区花の木二丁目 18-1	5 3 2 - 9 0 7 6	5 3 2 - 9 0 8 2
中村区共同募金委員会 (中村区社会福祉協議会)	中村区名楽町四丁目 7 の 18	4 8 6 - 2 1 3 1	4 8 3 - 3 4 1 0
中区共同募金委員会 (中区社会福祉協議会)	中区上前津二丁目 12-23	3 3 1 - 9 9 5 1	3 3 1 - 9 9 5 3
昭和区共同募金委員会 (昭和区社会福祉協議会)	昭和区御器所三丁目 18-1	8 8 4 - 5 5 1 1	8 8 3 - 2 2 3 1
瑞穂区共同募金委員会 (瑞穂区社会福祉協議会)	瑞穂区佐渡町三丁目 18	8 4 1 - 4 0 6 3	8 4 1 - 4 0 8 0
熱田区共同募金委員会 (熱田区社会福祉協議会)	熱田区神宮三丁目 1-15	6 7 1 - 2 8 7 5	6 7 1 - 4 0 1 9
中川区共同募金委員会 (中川区社会福祉協議会)	中川区小城町一丁目 1-20	3 5 2 - 8 2 5 7	3 5 2 - 3 8 2 5
港区共同募金委員会 (港区社会福祉協議会)	港区港楽二丁目 6-32	6 5 1 - 0 3 0 5	6 6 1 - 2 9 4 0
南区共同募金委員会 (南区社会福祉協議会)	南区前浜通三丁目 10	8 2 3 - 2 0 3 5	8 2 3 - 2 6 8 8
守山区共同募金委員会 (守山区社会福祉協議会)	守山区小幡南一丁目 24-10	7 5 8 - 2 0 1 1	7 5 8 - 2 0 1 5
緑区共同募金委員会 (緑区社会福祉協議会)	緑区鳴子町 1-7-1	8 9 1 - 7 6 3 8	8 9 1 - 7 6 4 0
名東区共同募金委員会 (名東区社会福祉協議会)	名東区上社 1-802 上社ターミナルビル 2F	7 2 6 - 8 6 6 4	7 2 6 - 8 7 7 6
天白区共同募金委員会 (天白区社会福祉協議会)	天白区原一丁目 301 原ターミナルビル 3F	8 0 9 - 5 5 5 0	8 0 9 - 5 5 5 1

令和 7 年台風第 8 号に伴う災害義援金募集要綱（第 2 版）

社会福祉法人 沖縄県共同募金会

1 趣旨

令和 7 年 7 月 27 日から 28 日にかけて沖縄大東島地方に襲来した台風第 8 号によって家屋等への浸水など多大な被害が発生し、南大東村及び北大東村に災害救助法が適用されました。

沖縄県共同募金会（以下「本会」という。）では、台風第 8 号で被災された方々を支援するため、義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和 7 年台風第 8 号に伴う災害義援金

3 受付期間

令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

4 義援金の受付

【振込先①】

金融機関	支店名	店番	種類	口座番号
琉球銀行	石嶺支店	323	普通	免除申請中
沖縄銀行	石嶺支店	143	普通	1412281
沖縄海邦銀行	汀良支店	28	普通	免除申請中
沖縄県農業協同組合	首里支店	401	普通	21623
コザ信用金庫	安里支店	19	普通	143843
【口座名義】（福）沖縄県共同募金会 会長 湧川昌秀 （フク）オキナワケンキョウドウボキンカイ				

【振込先②】

金融機関	口座記号番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00970-1-213674	沖縄県共同募金会台風 8 号災害義援金
窓口で「料金免除口座への寄付金（義援金）の払込み」とお伝えください。		

※各金融機関の本・支店窓口での振込手数料は無料です。

※上記以外の金融機関から送金する場合、振込手数料が必要です。

※ATM、インターネットバンキングを利用しての振込は手数料が必要です。

5 義援金の配分

義援金は、沖縄県、沖縄県共同募金会、日本赤十字社沖縄県支部等で構成される「令和 7 年台風第 8 号に伴う災害義援金配分委員会」で協議し、配分基準に基づき南大東村及び北大東村を通じて被災者に配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、確定申告における税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関窓口で受け取る「払込金受取書・払込受付書」又は「振替払込請求書兼受領書」（ゆうちょ銀行）に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

また、都道府県共同募金会、県内市町村共同募金委員会（分会）の受付分について、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙１「沖縄県令和７年台風第８号に伴う災害義援金」領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ本会へお送りください。後日、名簿に記載された送付先に領収書を送付します。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみの受け入れとし、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 4 日から施行します。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 13 日から施行します。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 沖縄県共同募金会

〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1

沖縄県総合福祉センター西棟 4 階

TEL 098-882-4353 FAX 098-882-4270

E-mail : akaihane@okishakyo.or.jp